

令和4年6月21日

精華町議会

議長 三原和久様

民生教育常任委員会

委員長 松田孝枝

総務事業常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第37号	精華町議会議員及び精華町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例一部改正について	原案可決
議案第42号	令和4年度谷・片山線道路改良工事請負契約の締結について	原案可決

【委員長報告】

議案第 37 号	精華町議会議員及び精華町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例一部改正について	原案可決
----------	---	------

【概要】 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、精華町議会議員及び精華町長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する経費に係る限度額を引き上げるもの

- Q 選挙運動用自動車の燃料費の上限が一日当たり 7,560円から 7,700円へ引き上げられる。選挙期間中の選挙活動時間から割り戻しても、実態に合わないのではないか。
- A 候補者によって、使用する車種や燃費なども異なり一概にはいえない。上限を決めるものである。
- Q 町長選挙は来年 10 月、町議会議員選挙は 3 年後である。コロナ禍の影響や物価高騰の今の情勢下で、改定を急ぐべきではない。
- A 社旗情勢を勘案して改定された公職選挙法施行令に準拠したもので妥当だと認識している。

《 反対討論 》

- 本議案は、次の 2 点の理由により、情勢を踏まえ、本町の実態に即した公明かつ適正な内容にすべきであるため、これに反対する。

第 1 に、単価計算に事実上あり得ない面があるということである。この条例で定める額がたとえ最高限度額であって、実態の支出額がこれより少ない額であるとはいえ、条例で事実上あり得ない額を定めることは、選挙が公明で適正に行われることを前提としている公職選挙法を踏まえ、適切でない。

第 2 に、町長選挙は来年 10 月で、町議会議員選挙は 3 年後であり、コロナ禍で経済状況の厳しい折に、今急いで改正する必要がない。

《 賛成討論 》

なし

議案第 42 号	令和 4 年度谷・片山線道路改良工事請負契約の締結について	原案可決
----------	-------------------------------	------

【概要】 車両および歩行者の安全かつ円滑な通行確保を図ると共に、排水機能を強化し、冠水被害の解消を図るため、道路の拡幅整備及び水路改修を実施するもの

1. 契約の目的

令和 4 年度谷・片山線道路改良工事

2. 工事施行場所 精華町大字下狛都内

3. 工事概要：施行延長 103m ボックスカルパート敷設 57m 、自由勾配側溝

敷設 71m 児童転倒ゲート設置 1 基 重力式擁壁工 50m 地番改良工 630 m²
車道塗装工 614m

4. 契約金額 63,149,900円

5. 契約の相手側：株式会社杉山組（精華町大字下狛）

6. 契約の方法：一般競争入札

7. 工期：議決日の翌日から令和5年2月28日まで

Q 流水が多い原因は。狛田東地区開発との関連はないのか。

A 当該開発地内には調整池が設置される。田植え時期でもあり流水が多い。

Q 用排水路を分離するとのことだが、下流域へ流水の流れは。

A すでに用排水路の分離のできた新川へ流れる。